

令和五年内閣府令第四十四号

内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項及び第十二条の五第四項第一号並びに関係法令の規定に基づき、内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の準用）

第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: 特定利用地域型保育(特定満三歳以上保育) and 特定地域型保育(特定満三歳未満保育). Rows include definitions of '特定子ども' and '特定地域型保育'.

認定子どもを除き、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において（同じ。）

総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳以上保育認定子どもを含む。）に

総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数）を

Table with 2 columns: 満三歳未満保育認定子どもが and 満三歳未満保育認定子ども。 Rows include definitions of '認定子ども' and '保育事業者'.

法第五十二条の四第四項の規定に第十四条より読み替えて適用する法第五十四条第一項

満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）

事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）

Table with 2 columns: 特定地域型保育事業者(満三歳以上) and 特定地域型保育事業者(満三歳未満). Rows include definitions of '保育事業者' and '保育事業所'.

場合又は特定満三歳以上保育認定子どもを

第三十内閣府の所管することも家庭庁関係七条第法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項

法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: 小学校就学前子ども数 and 小学校就学前子ども数。 Rows include definitions of '認定子ども' and '保育事業者'.

第一	一歳以上の小学校就学前子どもの区分(ごとの利用する小学校就学前子どもの数)
第二	第四号小学校就学前子どもの数(国家戦略就学前特別区域小規模保育事業を行う地域子ども型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの数)と併し、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもとの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数
第三	第四号小学校就学前子どもの数(国家戦略就学前特別区域小規模保育事業を行う地域子ども型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの数)と併し、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもとの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数
第四	第四号小学校就学前子どもの数(国家戦略就学前特別区域小規模保育事業を行う地域子ども型保育事業所にあつては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの数)と併し、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもとの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数
第五	保育の心理学
第六	子どもの保健
第七	子どもの食と栄養
第八	保育実習理論
第九	実技試験は、保育実習実技について行う。
第十	都道府県知事は、当該都道府県知事が実施する講習であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。
第十一	講習の時間数は、二十七時間以上とする。
第十二	講習を実施するのに必要な講師及び施設を有すること。
第十三	講師は、次のいずれかに該当する者であること。
第十四	イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
第十五	ロ 都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者
第十六	第二号各号に掲げる筆記試験の全てに合格した者(第九条の規定により読み替へて準用する児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六條の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。)であつて、同一の回の国家戦略特別区域限定保育士試験における実技試験を受験してないものであることを受講の資格とする。
第十七	講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
第十八	第四号 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号。以下「令」といふ。)第七條第二項に規定する指定試験機関の指定(同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
第十九	一 名称及び主たる事務所の所在地
第二十	二 試験事務(令第七條第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
第二十一	三 試験事務のうち、行おうとするものの範囲
第二十二	四 試験事務を開始しようとする年月日
第二十三	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度の財産目録(申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 試験事務に従事する役員の名及び略歴を記載した書類

六 試験を行つてゐる業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

(検査証票)

第五條 法第十二條の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八條の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。(登録手続)

第六條 令第九條において準用する児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)次条及び第八條において「準用児童福祉法施行令」といふ。第十六條の申請書は、第二号様式によるものとする。

(国家戦略特別区域限定保育士登録証)

第七條 都道府県知事は、準用児童福祉法施行令第十六條の申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有すると認めるときは、国家戦略特別区域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第三号様式による国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付する。

第八條 都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。

(書換え交付等の申請書の様式)

第八條 準用児童福祉法施行令第十七條第二項の申請書は、第四号様式によるものとし、準用児童福祉法施行令第十八條第二項の申請書は、第五号様式によるものとする。

第九條 児童福祉法施行規則第一章の四(第六條の二から第六條の八まで、第六條の十、第六條の十七及び第六條の三十一から第六條の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三	第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三	第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三	第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三
第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三	第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三	第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三	第六條の十一、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四、第六條の十五、第六條の十六、第六條の十七、第六條の十八、第六條の十九、第六條の二十、第六條の二十一、第六條の二十二、第六條の二十三、第六條の二十四、第六條の二十五、第六條の二十六、第六條の二十七、第六條の二十八、第六條の二十九、第六條の三十、第六條の三十一、第六條の三十二、第六條の三十三

一 筆記試験は、次の科目について行う。

二 保育原理

三 教育原理及び社会的養護

四 子ども家庭福祉

第六條の法第十八條の九第一項	特區法第十二條の五第八項の九第一項	特區法第十二條の五第八項の九第一項
第六條の法第十八條の十一項	特區法第十二條の五第八項の十一項	特區法第十二條の五第八項の十一項
第六條の法第十八條の十二項	特區法第十二條の五第八項の十二項	特區法第十二條の五第八項の十二項
第六條の法第十八條の十三第一項	特區法第十二條の五第八項の十三第一項	特區法第十二條の五第八項の十三第一項
第六條の法第十八條の十三第二項	特區法第十二條の五第八項の十三第二項	特區法第十二條の五第八項の十三第二項
第六條の法第十八條の十三第三項	特區法第十二條の五第八項の十三第三項	特區法第十二條の五第八項の十三第三項
第六條の法第十八條の十三第四項	特區法第十二條の五第八項の十三第四項	特區法第十二條の五第八項の十三第四項
第六條の法第十八條の十三第五項	特區法第十二條の五第八項の十三第五項	特區法第十二條の五第八項の十三第五項
第六條の法第十八條の十三第六項	特區法第十二條の五第八項の十三第六項	特區法第十二條の五第八項の十三第六項
第六條の法第十八條の十三第七項	特區法第十二條の五第八項の十三第七項	特區法第十二條の五第八項の十三第七項
第六條の法第十八條の十三第八項	特區法第十二條の五第八項の十三第八項	特區法第十二條の五第八項の十三第八項
第六條の法第十八條の十三第九項	特區法第十二條の五第八項の十三第九項	特區法第十二條の五第八項の十三第九項
第六條の法第十八條の十三第十項	特區法第十二條の五第八項の十三第十項	特區法第十二條の五第八項の十三第十項
第六條の法第十八條の十三第十一項	特區法第十二條の五第八項の十三第十一項	特區法第十二條の五第八項の十三第十一項
第六條の法第十八條の十三第十二項	特區法第十二條の五第八項の十三第十二項	特區法第十二條の五第八項の十三第十二項
第六條の法第十八條の十三第十三項	特區法第十二條の五第八項の十三第十三項	特區法第十二條の五第八項の十三第十三項
第六條の法第十八條の十三第十四項	特區法第十二條の五第八項の十三第十四項	特區法第十二條の五第八項の十三第十四項
第六條の法第十八條の十三第十五項	特區法第十二條の五第八項の十三第十五項	特區法第十二條の五第八項の十三第十五項
第六條の法第十八條の十三第十六項	特區法第十二條の五第八項の十三第十六項	特區法第十二條の五第八項の十三第十六項
第六條の法第十八條の十三第十七項	特區法第十二條の五第八項の十三第十七項	特區法第十二條の五第八項の十三第十七項
第六條の法第十八條の十三第十八項	特區法第十二條の五第八項の十三第十八項	特區法第十二條の五第八項の十三第十八項
第六條の法第十八條の十三第十九項	特區法第十二條の五第八項の十三第十九項	特區法第十二條の五第八項の十三第十九項
第六條の法第十八條の十三第二十項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十項
第六條の法第十八條の十三第二十一項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十一項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十一項
第六條の法第十八條の十三第二十二項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十二項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十二項
第六條の法第十八條の十三第二十三項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十三項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十三項
第六條の法第十八條の十三第二十四項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十四項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十四項
第六條の法第十八條の十三第二十五項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十五項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十五項
第六條の法第十八條の十三第二十六項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十六項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十六項
第六條の法第十八條の十三第二十七項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十七項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十七項
第六條の法第十八條の十三第二十八項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十八項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十八項
第六條の法第十八條の十三第二十九項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十九項	特區法第十二條の五第八項の十三第二十九項
第六條の法第十八條の十三第三十項	特區法第十二條の五第八項の十三第三十項	特區法第十二條の五第八項の十三第三十項

第六條の法第十八條の五第五項	特區法第十二條の五第五項	特區法第十二條の五第五項
第六條の法第十八條の五第六項	特區法第十二條の五第六項	特區法第十二條の五第六項
第六條の法第十八條の五第七項	特區法第十二條の五第七項	特區法第十二條の五第七項
第六條の法第十八條の五第八項	特區法第十二條の五第八項	特區法第十二條の五第八項
第六條の法第十八條の五第九項	特區法第十二條の五第九項	特區法第十二條の五第九項
第六條の法第十八條の五第十項	特區法第十二條の五第十項	特區法第十二條の五第十項
第六條の法第十八條の五第十一項	特區法第十二條の五第十一項	特區法第十二條の五第十一項
第六條の法第十八條の五第十二項	特區法第十二條の五第十二項	特區法第十二條の五第十二項
第六條の法第十八條の五第十三項	特區法第十二條の五第十三項	特區法第十二條の五第十三項
第六條の法第十八條の五第十四項	特區法第十二條の五第十四項	特區法第十二條の五第十四項
第六條の法第十八條の五第十五項	特區法第十二條の五第十五項	特區法第十二條の五第十五項
第六條の法第十八條の五第十六項	特區法第十二條の五第十六項	特區法第十二條の五第十六項
第六條の法第十八條の五第十七項	特區法第十二條の五第十七項	特區法第十二條の五第十七項
第六條の法第十八條の五第十八項	特區法第十二條の五第十八項	特區法第十二條の五第十八項
第六條の法第十八條の五第十九項	特區法第十二條の五第十九項	特區法第十二條の五第十九項
第六條の法第十八條の五第二十項	特區法第十二條の五第二十項	特區法第十二條の五第二十項
第六條の法第十八條の五第二十一項	特區法第十二條の五第二十一項	特區法第十二條の五第二十一項
第六條の法第十八條の五第二十二項	特區法第十二條の五第二十二項	特區法第十二條の五第二十二項
第六條の法第十八條の五第二十三項	特區法第十二條の五第二十三項	特區法第十二條の五第二十三項
第六條の法第十八條の五第二十四項	特區法第十二條の五第二十四項	特區法第十二條の五第二十四項
第六條の法第十八條の五第二十五項	特區法第十二條の五第二十五項	特區法第十二條の五第二十五項
第六條の法第十八條の五第二十六項	特區法第十二條の五第二十六項	特區法第十二條の五第二十六項
第六條の法第十八條の五第二十七項	特區法第十二條の五第二十七項	特區法第十二條の五第二十七項
第六條の法第十八條の五第二十八項	特區法第十二條の五第二十八項	特區法第十二條の五第二十八項
第六條の法第十八條の五第二十九項	特區法第十二條の五第二十九項	特區法第十二條の五第二十九項
第六條の法第十八條の五第三十項	特區法第十二條の五第三十項	特區法第十二條の五第三十項

定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六條の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特區法第十二條の五第二十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第六條の十一から第六條の十六まで、第六條の十八から第六條の二十まで、第六條の二十三、第六條の二十五から第六條の二十九まで及び第六條の三十四から第六條の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六條の二十六第一項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

第十一條 試験実施指定都市における試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二條の五第二十二項の規定により認定区域計画に法第八條第二項に掲げる事項として、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施するものとする。

第十二條 令第十二條の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなった年月

附則

第一條 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

第二條 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

第三條 この府令の施行の際現にあることも家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第

四十八号）第五十四條の規定による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「旧規則」という。）に基づき第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式及び第五号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による様式によるものとみなす。

- 2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。
- 3 第九條において準用する児童福祉法施行規則第六條の三十第四号の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為により法第十二條の五第八項において準用する児童福祉法第十八條の二十の二第一項各号に該当する者について適用し、施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。
- 4 第二号様式は、施行日以後に提出される登録の申請書について適用し、施行日前に提出された登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前の行為により法第十二條の五第四項（第一号を除く。）又は法第十二條の五第八項において準用する児童福祉法第十八條の二十の二第一項各号に該当する者の登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。
- 6 児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第六十四号。以下「改正省令」という。）の施行前に、改正省令による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一條の二第二項第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年に第三條第二項第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。

第五号様式（第八条関係）

国家戦略特別区域等整備推進事業申請書

申請者
 申請年月日
 申請書名
 申請者住所
 氏名
 (印) 氏名
 (捺印)

令和 年 月 日

国家戦略特別区域等整備推進事業申請書（申請書）の
 提出に当たり、下記に添付の上で提出する申請書に添付するもの
 (添付)

年 月 日
 都道府県知事
 (印) 氏名

此 先

備考 1 申請書の添付は、所定の申請書に添付するものとする。
 2 申請書の添付は、申請書の添付書に添付するものとする。
 3 国家戦略特別区域等整備推進事業申請書（申請書）の提出に当たり、国家戦略特別区域等整備推進事業申請書に添付するものとする。